

太陽光発電設備に関する過去のお問い合わせと対応状況等 (令和2年4月更新)

1. 市への届出等

太陽光発電設備計画について、事業者が市に申請すべきことはありますか。

事業認定申請は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に基づき、国に対して行います。

太陽光発電設備は建築物にあたらなため、事業者は市への届出義務はありませんが、例えば農地転用する場合の許可や、土地の区画形質の変更面積が1,000㎡を超える場合の「山口市の生活環境保全に関する条例」の届出等は市で受付しています。

2. ガイドラインの遵守・周辺環境の配慮

太陽光発電設備に関するガイドラインはありませんか。

資源エネルギー庁では、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を作成しています。ガイドラインでは、事業者は地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされ、保守点検・維持管理並びに終了後の撤去・処分等の適切な実施の遵守を求めているほか、違反時には国が認定の取り消しをできるようになっています。

また、環境省では、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を作成しています。環境影響評価法や環境影響評価条例の対象にならない規模の事業について、発電事業者をはじめ、太陽光発電設備の設置・運営に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気づくことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すものです。その他の関連するガイドラインについても紹介されています。

本市では、市ウェブサイトや開発指導課等の窓口におきまして、設備設置時の関連法令や配慮事項等を記載したチラシ「太陽光発電設備を設置・操業される皆様へ」を設置し、事業者等へ周知徹底を図っています。

※市ウェブサイトの掲載箇所

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/19491.html>

トップページ > 組織で探す > 環境政策課 > 太陽光発電設備を設置・操業される皆様へ

道路の補修約束等、事業者との申し合わせ事項が守られていません。

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、事業者が自治体や地域住民と設置時に合意した事項などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応することが必要であるとされていますので、事業者に今後の適切な対応を依頼しました。

3. 住民説明会

太陽光発電の設置計画があると聞きましたが、住民説明会が開かれておらず、事業の概要がわかりません。

住民説明会の開催は義務付けされていませんが、「事業計画策定ガイドライン（太陽

光発電)」では、事業者は地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされています。

また、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」においては、事業者側からの周知・説明を行うだけでなく、地域住民等から地域の懸念事項等を聞き取り、それらを踏まえた対応結果を報告するなど、双方向のコミュニケーションを図るように努めることとされています。

特に大規模発電設備を設置する場合、土地の開発を伴う場合、近隣住民への影響が過大になる場合には、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められていることを説明しました。

4. 環境アセスメント（環境影響評価）

太陽光発電設備は環境アセスメント（環境影響評価）制度の対象になりますか。

太陽光発電設備の建設等による環境影響が顕在化している状況を踏まえ、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例の対象事業として太陽光発電設備が新たに追加されています。

<環境影響評価法>

大規模な太陽光発電事業について、令和2年4月1日から対象事業として追加されました。

対象：第1種事業（必ずアセスメントを行う）は4万kW以上、第2種事業（アセスメントが必要かどうか個別に判断される）は3万kW以上4万kW未満

<山口県環境影響評価条例>

山口県環境影響評価条例施行規則が改正され、令和元年6月1日から対象事業として追加されました。

対象：手続きが必要となる規模は、太陽光発電所等の敷地面積 50ha 以上または森林伐採区域の面積 20ha 以上

5. 人体や自宅への影響の心配

太陽光発電設備が設置されますが、自宅への反射光、輻射熱害が心配です。

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、事業者は太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することがないように、適切な措置を講ずるように努めることになっています。

事業者には計画を確認して、パネルの向きや設置位置等の変更を依頼したり、防眩モジュールの使用を検討することなどを相談するようお伝えしました。

<事業者の対応例>

- ・住宅に近いパネル設置を減らしたり、オフセット設置
- ・玄関前に仮設のパネルを置き、反射の状況等を確認
- ・設置後の暑さ対策のため、事業者負担でエアコンを設置

自宅前に太陽光発電設備が設置されて、暑くて生活できません。

事業者へ相談するようお伝えしました。

相談者宅に事業者負担でエアコンが設置されることで解決された事例もあります。

電磁波による被害はありませんか？

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では、パワーコンディショナー（インバーター的一种）からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないように、キュービクル（高圧受電設備）に電波シールドをつける等の対策が想定されていますので、事業者に対策内容を確認するようにお伝えしました。

6. 設備の不備や維持管理について

設置された太陽光発電設備に標識が掲示されていないため、必要なときに事業者へ連絡が取れず不安です。

現地確認で不備を確認した場合には、事業者には早急な対応を指示しています。

<「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の遵守事項>

- ・出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外側から見えやすい場所に事業計画における項目について記載した標識を掲示すること。
- ・標識は、設置工事の開始後、速やかに掲示し、売電期間終了まで行うこと。

設置された太陽光発電設備のフェンスが有刺鉄線であることや、フェンスがないことから危険に感じます。

現地確認で不備を確認した場合には、事業者には早急な対応を指示しています。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）では、事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずることが認定基準となっています。また、運転開始後も適切に発電設備の設置場所を管理し、地域へ配慮することを求めることから、柵塀の改善を求めるとともに、今後設置する場合についても配慮を依頼しました。

<「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の遵守事項>

- ・外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・発電設備の設置後速やかに設けることが望ましく、遅くとも運転開始までには設置を完了することが必要である。

太陽光発電設備の事業者と、今後の維持管理について協議したいと考えていますが、相手方が分かりません。

事業者の仲介業者や（判明していれば）事業者には連絡を取っていただき、相談をしてください。

事業者には、適正な維持管理が義務付けられていますので、操業後に何か問題が発

生すれば事業者に連絡を取ったり、市に相談してください。工事車両の通行により破損した道路を、事業者負担で補修した事例もあります。